

## ◇平成 20 年 4 月 1 日付改正内容

### 1. 平均額型最低制限価格制度の対象拡大及び低入札 価格調査制度の廃止

変更前 予定価格2億円以上の建設工事の競争入札……低入札価格調査制度  
予定価格2億円未満の建設工事の競争入札……最低制限価格制度  
変更後 全ての建設工事の競争入札……最低制限価格制度  
従来、予定価格2億円以上の建設工事の競争入札については低入札価格調査制度、2億円未満の建設工事の競争入札については平均額型最低制限価格制度を導入しておりましたが、平成20年4月1日付で低入札価格調査制度を廃止し、平均額型最低制限価格制度に一本化したしました。

### 2. 平均額型最低制限価格の算定方法の変更

#### ◆従来の算定方法

- ①建築一式工事:有効な全入札金額を平均した数値の85%の額(1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額)
- ②建築一式工事以外の工事:有効な全入札金額を平均した数値の80%の額(1円未満の端数を生じた場合はその端数を切り捨てた額)

#### ◆改正後の算定方法

- ①建築一式工事:有効な全入札金額を平均した数値の85%の額(1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額)
- ②建築一式工事以外の工事:有効な全入札金額を平均した数値の80%の額(1円未満の端数を生じた場合はその端数を切り捨てた額)

※ 上記①、②の率にかかわらず、市長が必要と認める入札については、当該入札における有効な全入札金額を平均した数値に市長が必要と認める率を乗じて得た額(1円未満の端数を生じた場合はその端数を切り捨てた額)

最低制限価格を算定するにあたり必要となる平均入札額に乘じる率について、従来は、建築一式工事については85%、それ以外の工事については80%としていましたが、平成20年4月1日より、市長が必要と認める場合は、それらの率によらずに最低制限価格を算定できるように改正いたしました。

### 3. 不公正な行為による損害賠償額の改正

平成20年4月1日付で、埼玉県建設工事標準請負契約約款等が一部改正され、埼玉県において、違約金の額が契約金額の10%以上から20%に改正されたことから、埼玉県の改正内容に準じ、不公正な行為による損害賠償の最低額について、請負代金額の100分の10から、100分の20に変更いたしました。

## 4.総合評価方式の試行及び検討

公共工事の品質確保等の観点から、価格だけではなく、企業の技術力等を含め、総合的に評価して落札者を決定する、総合評価方式について、平成19年度において、試行により実施いたしました。平成20年度については試行を継続すると共に、今後の本格導入に向けて検討していく予定です。